

令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人松寿園
理事長 山本 省五

一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員が、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のよう
に行動計画を策定する。

- 1、計画期間 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
2、内 容

目 標 1 令和 7 年 3 月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合
に利用できる短時間勤務制度を作成し、同年 4 月から導入する。

- <対 策> 令和 2 年 4 月 ～ 職員へのアンケート調査、現制度のモニタリング
令和 3 年 4 月 ～ モデル制度の設計・立案、管理者研修の実施
令和 4 年 4 月 ～ デモ勤務の実施
令和 5 年 4 月 ～ デモ勤務のモニタリング、本制度の設計・立案
令和 6 年 4 月 ～ 本制度完成、制度説明・周知
令和 7 年 4 月 ～ 本制度導入

目 標 2 令和 7 年 3 月までに、子の看護休暇制度について完全有給化とした制
度設計とし、同年 4 月 1 日から導入する。

- <対 策> 令和 2 年 4 月 ～ 職員へのアンケート調査、現制度のモニタリング
令和 3 年 4 月 ～ モデル制度の設計・立案、管理者研修の実施
令和 4 年 4 月 ～ デモ勤務の実施
令和 5 年 4 月 ～ デモ勤務のモニタリング、本制度の設計・立案
令和 6 年 4 月 ～ 本制度完成、制度説明・周知
令和 7 年 4 月 ～ 本制度導入

令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人 松寿園
理 事 長 山本 省五

女性の職業選択に資する情報の公表について

女性活躍推進法に基く「女性の職業選択に資する情報」について、次の通り情報を公表します。

【 情 報 公 表 項 目 】

1. 採 用

◎採用した労働者に占める女性労働者の割合…約 86%

採用者数 23 名 … 男性 3 名、女性 20 名 【区分…介護職のみ】

算定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

◎令和 2 年 3 月 31 日時点の全労働者数に占める女性労働者の割合…約 82%

(全労働者数 394 名 … 男性 70 名 ・ 女性 324 名 : 女性割合 82%)

(介護職員数 243 名 … 男性 36 名 ・ 女性 207 名 : 女性割合 85%)

(看護職員数 31 名 … 男性 2 名 ・ 女性 29 名 : 女性割合 93%)

(調理職員数 36 名 … 男性 1 名 ・ 女性 35 名 : 女性割合 97%)

(相談職員数 22 名 … 男性 7 名 ・ 女性 15 名 : 女性割合 68%)

(保育士数 15 名 … 男性 4 名 ・ 女性 11 名 : 女性割合 73%)

(事務職員数 26 名 … 男性 14 名 ・ 女性 12 名 : 女性割合 46%)

(その他職種 21 名 … 男性 6 名 ・ 女性 15 名 : 女性割合 71%)

2. 継続就労・働き方改革

◎男女の平均継続勤務年数の差異 (令和 2 年 3 月 31 日時点)

男性職員平均継続勤務年数 … 11.3 年

女性職員平均継続勤務年数 … 11.3 年

◎男女別の育児休業取得率 (集計期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

男性 … 0% (平成 31 年 4 月 ～ 令和 2 年 3 月中 取得者 0 名)

女性 … 100% (平成 31 年 4 月 ～ 令和 2 年 3 月中 取得者 8 名)

3. 評価・登用（令和2年3月31日時点）

◎係長級（中間管理職的地位）にある者に占める女性労働者の割合

13名（男性8名・女性5名） 女性割合 38%

◎管理職級に占める女性労働者の割合

12名（男性5名・女性7名） 女性割合 58%

◎役員に占める女性役員の割合

12名（男性10名・女性2名） 女性割合 17%

以 上

令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人 松寿園
理 事 長 山本 省五

自社の女性活躍に関する状況の把握、課題分析について

女性活躍推進法に基く「自社の女性活躍に関する状況の把握、課題分析」を実施したところ、下記の通りとなりました。

記

1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合…約 86%

採用者数 23 名…男性 3 名、女性 20 名 【全て介護職区分】

【算定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日】

2. 男女の平均継続勤務年数の差異（令和 2 年 3 月 31 日時点：全体及び区分毎）

区 分 無	全体：11.3 年	男性：11.3 年	女性：11.3 年
介護職区分	全体：10.9 年	男性：10.5 年	女性：11.0 年
看護職区分	全体：8.6 年	男性：5.1 年	女性：8.8 年
調理職区分	全体：14.4 年	男性：1.9 年	女性：15.3 年
相談職区分	全体：12.4 年	男性：18.2 年	女性：10.6 年
保育士区分	全体：4.7 年	男性：4.3 年	女性：4.9 年
事務職区分	全体：16.4 年	男性：12.6 年	女性：20.7 年
他職種区分	全体：8.9 年	男性：15.1 年	女性：6.6 年

3. 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

労働者の一月当たりの平均残業時間…約 1.5 時間

【算定期間】平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

【算 定 式】「1 年間の対象労働者の（法定時間外労働＋法定休日労働）の
総時間数の合計」÷12 ヶ月÷「対象労働者数」にて算定

4. 管理職に占める女性労働者の割合（令和 2 年 3 月 31 日時点）

管理職総数 12 名（男性 5 名・女性 7 名） 女性割合 58%

以 上

令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人松寿園
理事長 山本 省五

一般事業主行動計画
(女性活躍推進法)

女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行う為。下記の通り行動計画を策定する。

記

【区分①：女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

- 1 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
- 2 課 題 管理職を目指そうと前向きに考える女性職員は少ない現状がある。管理職層の一步手前である中間管理職層に位置している女性職員が、上昇志向をもってより前向きに就労できるような支援策を整備する事が必要と考える。
- 3 目 標 中間管理職的な地位に占める女性職員数の割合を 50% (男女差無)にする。(現在約 38%)
- 4 取り組み ①キャリアデザインを意識できるような階級整備及び中管理職層向けの階層別研修を実施する。
②女性の配置が少ない部署・職種において不安なく就労ができるよう相談体制整備しフォローアップを行う。

【区分②：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

- 1 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
- 2 課題 女性職員と比較して、男性職員における育児休業取得率が低い。
- 3 目標 育児休業取得率を各年度において、女性職員については100%を維持、男性職員については1%以上の取得をし、水準を維持できるよう目指す。
- 4 取り組み ①男性職員も取得できる制度である事を告知し、簡易的なリーフレットを配布する。
②経済・社会的にも（性別を問わない）育児参加の必要性を説いた研修会等を実施する。

以上